

EC の砂糖に対する輸出補助金

(パネル報告 WT/DS265/R、WT/DS266/R、WT/DS283/R、2004年10月15日)

清水章雄

事実の概要

1. 事案の概要

本件は、EC の砂糖の共通組織 (Common Organization (CMO) for Sugar、砂糖の分野における市場の共通組織に関する理事会規則 No. 1260/2001、2001年6月19日) により砂糖産業へ交付される輸出補助金が農業協定及び補助金相殺措置協定(以下「SCM協定」) に違反するとして、オーストラリア、ブラジル及びタイがその是正及び廃止を求めて申立てを行ったものである。

パネルは、EC が譲許表に明記されている予算上の支出および数量に関する約束の水準を超えて輸出補助金を交付しており、農業協定 3.3 条及び 8 条に基づく義務に違反したと判断した。EC の砂糖レジームの下での EC 各加盟国に対する生産割当を超えて生産された砂糖の輸出に内部相互補助 (cross-subsidization) により輸出補助金の利益が生じるとされたこと、また、ACP 諸国及びインドからの特惠的な輸入に相当する砂糖に対する輸出払戻金が農業協定 9.1 条(a) にいう輸出補助金の交付にあたりとされたことが注目される。なお、SCM 協定については、司法経済を理由に判断が加えられていない。

EC の砂糖レジームは、甘しゅ糖及びビート糖並びに甜菜(サトウダイコン、ビート)及び甘しゅ(サトウキビ、ケーン) さらに異性化糖を対象とする。砂糖を A 糖及び B 糖に分け、EC 各加盟国にたいして A 糖及び B 糖それぞれの生産割当が行われ、A 糖には 2 パーセントの、B 糖には 37.5 パーセントの生産者賦課金が課せられる。生産者賦課金は、A 糖及び B 糖が輸出された場合の輸出払戻金の原資の一部となる。輸出払戻金は共同体介入価格と生産割当対象の砂糖の輸出価格(世界価格)の差をカバーするものである。製糖業者は、A 糖をつくる A ビート及び B 糖をつくる B ビートについて、少なくとも定められた最低価格(A 糖 1 トン 46.72 ユーロ、B 糖 1 トン 32.42

ユーロ)を農家に払わなければならない。C糖は生産割当の対象とならず、C糖をつくるCビートには最低価格が定められていない。C糖は、A糖の割当の20パーセントを限度として翌年度のA糖の一部とするか、又は世界価格で輸出しなければならない。

2. 手続の時系列

| | |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2002年9月27日 | オーストラリア及びブラジルがECに協議要請 |
| 2002年10月21、22日 | オーストラリア及びブラジルがECと協議 |
| 2003年3月14日 | タイがECに協議要請 |
| 2003年4月8日 | タイがECと協議 |
| 2003年7月21日 | オーストラリア、ブラジル及びタイがパネルの設置を要請 |
| 2003年8月29日 | DSBが単一のパネルを設置 |
| 2003年12月23日 | 事務局長がパネルを構成(委員長 Warren Lavorel(米国)、委員 Gonzalo Biggs(チリ)、広瀬直(日本)) |
| 2004年1月9、14日 | パネルの組織会合 |
| 2004年3月30、31日、4月1日 | パネルと当事国との第1回会合及び第三国(オーストラリア、バルバドス、ベリーズ、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、コートジボアール、キューバ、フィジー、ガイアナ、インド、ジャマイカ、ケニア、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、ニュージーランド、パラグアイ、セントキッツ・ネビス、スイス、タンザニア、タイ、トリニダード・トバゴ及び米国。なお、多くの第三国にとっての砂糖貿易の重要性を理由に、第一回及び第二回会合のすべてにオブザーバーとして参加することの他、第三国の権利の強化(third parties enhanced rights)が認められた(2.5-2.9。))との会合 |
| 2004年5月11、12日 | パネルと当事国との第2回会合 |
| 2004年8月4日 | パネルが中間報告を当事国に提示 |
| 2004年9月8日 | パネルが最終報告を当事国に提示 |

・論点毎のパネル・上級委員会の報告要旨

i . 手続的な論点

論点 A . 付託事項に基づくパネルの管轄権

1 . 申立国の主張

理事会規則 No. 1260/2001 への言及で十分に特定のであり、デュープロセスの要求に合致する (7.19)。

パネルの設置申請は、一定の様式の支払いのみを対象とするものではない。ブラジルによれば、支払いの存在は本件で問題となっている補助金の1つの側面にしか過ぎない (7.22)。

農業協定 10.3 条が立証責任の転換を定めているため、EC が防御のために援用することにするかもしれない WTO 協定、規定又は輸出補助金の定義を特定する責めを申立国は負わない (7.23)。

2 . 被申立国の主張

申立ての対象の措置が適切に特定されていなかった。すなわち、EC の砂糖レジーム又は理事会規則 No. 1260/2001 への言及では十分ではなく、同レジームの特定の措置が輸出補助金を提供することを特定すべきであった (7.18)。

申立国のパネル設置申請には、後に書面及び口頭のサブミッションにおいて展開したクレームが含まれていなかった。ブラジルは、後に主張した複数の支払いのなかの1つだけしかパネル設置要求で述べていない (7.21)。

農業協定 10.3 条は申立国のクレームのうち輸出補助に関してのみ立証責任を転換するが、申立国がクレームの一部としてこの立証責任の転換があることを述べなくてはならない (7.21)。

3 . パネルの判断

EC 規則 No. 1260/2001 により補助された C 糖の輸出が EC の譲許表上の約束の水準を超え、農業協定 3 条及び 8 条に違反するという申立国の主張は十分に特定の

ある (7.25)。

農業協定 10.3 条は立証責任に関する原則を変更することを明白に意図しており、申立国が輸出量が特定の約束の水準以上であること立証すれば、当該砂糖の輸出に補助金が交付されていないことを立証するのは EC の役割である (7.34)。申立国のパネル申請は、申立国がどの措置を問題としているか、また、どのような違反が主張されているかを十分に伝えている (7.35)。

論点 B . エストップペル

1 . 申立国の主張

他の加盟国に異議を申し立てる義務はなく、C 糖に補助金が交付されていないという見解を他の加盟国もとっていると推断することはできない (7.57)。オーストラリアは、対象協定の規定で認められていない原則の作用に権利を服せしめることはできないとした (7.58)。

2 . 被申立国の主張

申立国が主張している違反は、WTO 協定締結時に明白であったはずなのに、申立国は本件まで C 糖の輸出を問題としなかった。他国が異議を申し立てないことを EC が期待するのは合理的であり、誠実な期待であると考えられるものを基礎として、申立国がこのクレームを出すことはエストップされると主張する (7.54)。

3 . パネルの判断

エストップペルが法の一般原則として WTO 加盟国間の紛争に適用があるとしても、紛争解決了解 (DSU) の規定とエストップペルの定めるところの両方を誠実に遵守しなければならない (7.64)。DSU 3.10 条の解釈の慣習的規則に含まれるとしても、WTO 紛争解決手続の他の原則と調和するよう解釈されなくてはならない (7.65)。DS 3.7 条第 1 文が大部分自己規制的であることから、加盟国はパネルの利用が役に立つかの判断を適切に行い、パネルの設置要請を誠実に行うと推定しなければならない (7.67)。ガット及び WTO の紛争解決手続の先例においても、ある時点でただちに他国の措置に異議を唱えなくとも後の時点で紛争解決手続を開始する権利を失わないとされている (7.68)。また、たとえエストップペルが WTO の紛争解決手続

で適用され得たとしても、本件の状況ではエストッペルは適用され得ない (7.70)

論点 C . WVZ (ドイツの製糖業者及びビート農家の団体) のアミカス・キュリィと秘密保持違反

1 . 申立国の主張

申立国は WVZ のアミカス・キュリィは、その主張する事実と分析が不正確なので、パネルはこれを拒絶するよう求め、ブラジルは、秘密保持違反の証拠があると主張した (7.78)。オーストラリアも自ら提出した秘密の証拠書面に含まれる生産コストのデータが含まれているとし、これは自動的にアミカス・キュリィの拒絶の理由となるべきであるとした (7.89)。

2 . 被申立国の主張

EC は、コメントすることを希望しなかった (7.78)。

3 . パネルの判断

WVZ のアミカス・キュリィは秘密情報を基礎とし、作者の信用を失墜させる秘密保持違反の証拠となっているので、このアミカス・キュリィを考慮しないことを決定した (7.82)。パネルは、秘密保持違反の発生を DSU に報告した (7.99)。

・実体的な論点

論点 A . EC の譲許表の ACP・インドの砂糖に関する脚注と EC の約束の水準

1 . 申立国の主張

申立国は、EC の輸出補助金の交付された砂糖の輸出についての約束の水準は EC の譲許表 CXL 第 4 部第 2 節に特定されていると考える (7.106)。2000 年の「砂糖」とある行の下に「1,273,500 トン」という数量が特定されており、「砂糖」という用語に次のような脚注 (1) がつけられている。「共同体がいかなる削減の約束もしない ACP 及びインド原産の砂糖の輸出を含まない。1986 年から 1990 年までの期間の平均輸出は、160 万トンであった。」 (7.107)

2001-2002 マーケティング年に EC は 409 万 7 千トンの砂糖を輸出し、EC の譲許表にある約束の水準 1,273,500 トンをはるかに上回っていた (7.109)。

加盟国は、譲許表に留保を含めることによって農業協定に基づく義務を免れることはできない。譲許表に組み入れることができるのは権利を放棄する行為だけであって、義務を減じる行為ではない(7.114)。

脚注は ACP 又はインド原産の砂糖の再輸出のみを意図するものであって、「相当する」輸出を対象とするものではないことを予備的に主張する (7.116)

2. 被申立国の主張

脚注の第1文は、ACP・インドの砂糖に「相当する」量が輸出が基準期間のレベル(1986-1990年)の数量及び支出に含まれないことを意味する。第2文は、補助金の交付の上限又は制限であり、輸出補助金を交付する限定的な許可である(7.110)。ECは譲許表に掲げられた約束の水準を超えて輸出補助金を交付していないので、3条及び8条に違反していない(7.111)。

WTO協定の締結時に、ECは、ACP・インド原産の砂糖の再輸出に対して輸出払戻金を交付するのではなく、当該輸入相当量に交付することはすべての当事国によく知られていた。ECは、2通の書簡でその意図を明らかにしていた(7.117)。

3. パネルの判断

脚注1の内容の通常の意味は、砂糖の輸出補助金の160万トンへの限定ではない(7.169)。農業委員会におけるECの発言(7.175)及び同委員会に対する通報の仕方(7.176)から見ても、EC及び他の委員会メンバー国が脚注をECの譲許表に特定された約束として扱ったことはない(7.178)。脚注の通常の意味は、ACP・インド原産の補助金が交付された砂糖の輸出は農業協定3、9.1、9.2(b)(iv)条に定められた削減の約束に服さないことをECが表明していること示している(7.179)。

脚注1の内容の通常の意味では、脚注1はACP・インドから輸入された砂糖の量に相当する輸出補助金の交付された砂糖の量を定めていない。脚注1は、輸出削減から除外される砂糖の輸出が実際にACP・インド原産の砂糖であることを要求しているようである(7.180)。

したがって、脚注1は、ACP及びインドからの輸入量に相当する160万トンの補助金の交付される砂糖の輸出を許すものではない(7.183)。

さらに、脚注1は予算上の支出に関する約束を含んでおらず、農業協定3条及び

8条の規定に適合しない(7.196)。

脚注1は、農業協定の規定と調和するように読み取ることができず、予算の支出について何も定めず、ACP・インド相当の砂糖に交付される補助金はいかなる削減の対象ともなっていない(7.197)。脚注1の内容には法的な効力がなく、ECの量的な約束の水準(1,273,500トン)及び予算の支出の約束の水準(4億9910万ユーロ)を拡大・変更するものではない(7.198)。

論点B。「ACP・インド相当糖」と農業協定9.1条(a)

1. 申立国の主張

「ACP・インド相当糖」(ACP/India "equivalent" sugar)の輸出に補助金が交付されていないとECが主張する場合は、農業協定10.3条に基づき、ECが当該輸出に輸出補助金が適用されていないことについての立証責任を負う。「ACP・インド相当糖」に交付される輸出払戻金はA糖及びB糖に交付される輸出払戻金と単位あたり同額で、同協定9.1条(a)にいう輸出が行われることに基づく直接補助金であり、ECは同協定3.3条及び8条に違反した。

2. 被申立国の主張

ECは、「ACP・インド相当糖」がA糖及びB糖に交付される輸出払戻金と単位あたり同額の利益を得ることを否定しなかった(7.234)

3. パネルの判断

申立国の主張を認めた。

論点C.C糖と農業協定9.1条(c)

1. 現物による支払

(1) 申立国の主張

C糖製造の主たる原料となるCビートは、総平均生産コストをはるかに下回る価格でC糖の製糖業者・輸出者に売り渡される。この取引により、9.1条(c)にいう現物による支払が行われている(7.254)。

C糖は輸出されなければならない、C糖の製糖業者が受け取る支払はいかなる

ものも輸出が行われることに基づくものである (7.271)。

C ビートの取引には EC の政府行為が不可欠である (7.292)。

(2) 被申立国の主張

C ビートが総平均生産コストをはるかに下回る価格で販売されることを否定しない (7.255)。

C 糖を輸出のために製造するかしないかは製糖業者の自由である (7.272)。

政府の行為についての基準に関しては、何も述べていない (7.282)。

(3) パネルの判断

カナダ乳製品事件における上級委員会の判断を参照 (7.258)すると C ビートの総生産価格が、9.1 条(c) にいう支払が行われているかどうかのベンチマークとなる (7.264)。

EC は申立国の提出した生産コストの数字及び関連データを否定せず、そのような数字はその防御に関連しないとして、自らは数字を提出することを拒否した (7.267)。争いのない証拠により、申立国は C ビートが生産コストをカバーしない額で販売されていることを証明した (7.268)。C ビートの価格にその適正な価値が反映していない限りにおいて現物による支払が行われおり (7.269)、C 糖の製糖業者には 9.1 条(c) にいう支払が行われている (7.270)。

製糖業者には C 糖を製造するかしないかの自由があるが、翌年の A 糖向けにくり越すことができる部分を除いては、C 糖はいったん製造すると輸出しなければならない。C ビートは C 糖の製造にしか使えないのであるから、C ビートの C 糖製糖業者へのコスト以下の販売は輸出が行われることに基づくものである (7.277)。

C ビートの生産農家の相当部分は、A 糖及び B 糖を高い価格で得ることにより域内市場に参入している。EC 規則が A ビート及び B ビートの価格を定め、C ビートの生産農家に高収入をもたらす。政府行為により A ビート及び B ビート（並びに A 糖及び B 糖）の供給も管理されている。価格と供給の管理が消費者及び納税者から A 糖・B 糖の製糖業者及び A ビート・B ビートの生産者への資源の移転にとって不可欠である (7.291)。以上から、C 糖の製糖業者へは農業協

定 9.1 条(c) にいう政府の措置によって支払が行われる (7.292)。

2 . EC の砂糖レジームにおける内部相互補助と支払

(1) 申立国の主張

介入価格の保証、生産割当、輸出払戻金及び輸入制限の組合せが割当対象の砂糖の域内市場における販売数量を制限し、A 糖及び B 糖が高価格となる。この高価格が輸出用の C 糖の固定費用をカバーし、C 糖製糖業者への補助金となっている (7.295)。

C 糖の製糖業者になされる支払は、農業協定 9.1 条(c) にいう農産品の輸出について行われる支払である (7.314)。

(2) 被申立国の主張

輸入関税、セーフガード措置などは補助金ではない。介入価格及び生産割当は典型的な国内価格支持メカニズムであるが、すでに農業協定に基づく EC の国内支持の削減約束の対象となっている。したがってこれらの措置が C 糖の輸出補助金になるか否かという問題は生じない (7.296)。

製糖業者の A 糖及び B 糖の生産割当への適格性は、砂糖を輸出するか否かに依存しない。A 糖及び B 糖の販売は、C 糖を輸出するか否かに依存しない。C 糖を全く製造しない業者もいる (7.316)。

(3) パネルの判断

割当対象の砂糖と対象でない砂糖の製造は同一の企業によって行われる。製糖業者は割当対象の砂糖の補助金をプールして、砂糖製造全体に対する補助金及び費用を平均化することができる (7.306)。EC の消費者は A 糖及び B 糖という域内の砂糖に高い管理価格を支払い、このような域内取引は相当な資金を生みだし、同じ製糖業者が C 糖を製造する際に有利な立場に立たせる (7.309)。

EC の砂糖レジーム全体又は A 糖及び B 糖の割当が C 糖の輸出に伴うかどうかではなく、輸出に際して支払が行われるか否かが問題となる (7.316)。

内部相互補助による資金の移転という形での C 糖に対する支払は農業協定 9.1 条(c) にいう輸出について行われるものである (7.322)。

・解説

1．手続上の論点

(1) エストップペル

後述のようなウルグアイ・ラウンドにおける農業協定の交渉における理解を前提として、EC は、手続法の問題であるエストップペルに基づき、申立国に実体的な権利はあってもその権利を行使することはできないと主張した (7.56)。したがって、農業協定 9.1 条(c) に基づく自らの義務が変更されたとは EC は主張していない。

前述の理由から、パネルは、申立国による EC に対する申立てはエストップされないと判断したが、後述のようなウルグアイ・ラウンド交渉の経緯を考慮すると EC の主張は必ずしも不思議ではない。ただし、エストップペルが WTO 加盟国間に適用される一般国際法原則であっても DSU を遵守しなければならないという立場 (7.64) をとるかぎり、申立国の申立てがエストップされると判断することはできないであろう。パネルは、たとえ一般国際法において予防原則が存在したとしても WTO 上の義務が加盟国を拘束し、予防原則は SPS 協定 5.1 条及び 5.2 条の規定に優先することはないという EC ホルモン事件の上級委員会の意見をその論拠として引用していること (同) が注目される。

(2) 秘密保持

本件においては、申立国の秘密が被申立国により外部の団体 (WVZ) に漏らされた。漏らされた秘密を含むアミカス・キュリィを考慮の対象としないとパネルは判断したが、これによって秘密を漏らした被申立国に何らの影響があった訳ではない。WTO の紛争解決手続では秘密の保持が尊重されることになっているが (DSU 附属書三 3 項) 実際に秘密が守られないことの効果は定められていない。このパネルは秘密の漏洩を特に DSB に報告するという対応をとった (7.99)。

2．実体上の論点

(1) 条約交渉時の経緯

農業補助金については、農業協定の規定に基づき、国内補助金及び輸出補助金

の両方について譲許表により約束を行っている（同協定 3.1 条）。1993 年 12 月に WTO 協定が採択された後、マラケシュ閣僚会議の直前の 1995 年 4 月までの間、数カ月にわたり検証プロセス（verification process）により各国の譲許表の審査が行われた。この時点で、各国とも本件の C 糖の問題も譲許表の脚注の問題も十分認識していたはずである。そこでは C 糖が輸出補助金の問題を引き起こすとは考えられてはいなかった。この 2 点の各国の認識に関する事実についての主張（4.126）を前提として、EC は前述のようにエストッペルの原則の援用を行ったと考えられる。

(2) 譲許表の脚注

譲許表に加盟国の義務を減じる行為を組み込むことはできないと申立国は主張し、パネルも本件の譲許表の脚注の内容に法的効力はないと判断した。譲許表と脚注を一体のものとして見れば脚注が義務を減じる減じないという議論が生じる余地はなく、脚注に意味がないと解釈する必要がないと考えることも可能であろう。しかしながら、本件のパネルは、脚注の挿入についての交渉はなく、申立国は EC による農業協定からの逸脱に合意していない、さらにオーストラリアはこれに対して抗議したという証拠を提出したとし、脚注の法的効力を認めなかった（7.210、7.213）。本件の脚注は譲許表に掲載されたものであり、譲許表に定める約束は「1994 年のガットの不可分の一部」（農業協定 3.1 条）とされる。条約の明示的な規定を交渉の有無又は合意の有無を理由として否定する解釈をパネルはとったが、このような解釈が簡単に許されるか否かは疑問が残るところである。ただし、本件の脚注は農業協定の基本的義務を逸脱するものであると判断されるものであるから（7.213）、このことを理由にその法的効力を否定することは許されるであろう。

なお、我が国を始め、譲許表に脚注の付いている加盟国は、本件パネルの判断の解釈に注目する必要がある。

(3) 「輸出が行われることに基づいて」

本件では、輸出補助金が直接に交付されるのではない C 糖についても、交付の対象となっている A 糖及び B 糖への補助金からの内部相互補助があるものとして、

輸出補助金の交付があったと判断された。農業協定1条(e)は、輸出補助金を「第9条に規定する輸出補助金その他輸出が行われることに基づいて (contingent upon export performance) 交付される補助金をいう」を定義している。9.1条(c)において、削減に関する約束の対象となる輸出補助金として、「政府の措置によって農産物の輸出について (on the export) 行われる支払」があげられており、表現は多少異なるが9.1条(c)の輸出補助金も「輸出が行われることに基づいて交付」されるものと考えられる。市場価格が一定の基準価格を下回った場合に生産者の手取りを確保するために交付される不足払いは、結果としてその生産農産物の一部が輸出されることがあっても、すべて国内補助金と解するのが一般的であるが、ECの砂糖レジームではC糖は翌年繰越し分を除いてすべて輸出されることが制度化されていることから、A糖及びB糖への補助金からの内部相互補助によるC糖への輸出補助が行われたと解することは妥当であろう。

3. その後の経緯等

ECは、パネル報告が加盟国に送付された日に上訴することを表明した¹。その後、本件の紛争当事国は、本件の審議を延期し及びパネル報告の採択又は上訴の期限を2005年1月30日まで延ばすことを紛争解決機関(DSB)へ要請し²、DSBはその旨合意した³。同年1月13日に本件の被申立国ECが上訴を行い、同月25日には申立国もすべて(オーストラリア、ブラジル及びタイ)がそれぞれ上訴を行った⁴。

なお、欧州委員会は、2004年7月14日に砂糖の輸出及び輸出払戻金の相当な削減を含む砂糖レジームの徹底的な改革を提案している⁵。砂糖レジームの改革はWTOにおける農業交渉におけるECの立場を強め得ると考えられるが、同時にACP諸国及びインドからの砂糖の特恵的な輸入に関するECの約束がどうなるかは、これらの発展途上国の懸念するところであろう。

¹ European Commission Press Release, Commission appeals against WTO sugar ruling, IP/04/1237, 15/10/2004, <http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/04/1237&format=HTML&aged=1&language=EN&guiLanguage=en>

² EUROPEAN COMMUNITIES - EXPORT SUBSIDIES ON SUGAR Procedural Agreement between Australia, Brazil, Thailand and the European Communities regarding the Time-Period under Article 16.4 of the DSU, WT/DS265/24, WT/DS266/24, WT/DS283/5, 3 December 2004

³ WTO NEWS: 2004 NEWS ITEMS, Dispute Settlement Body 13 December 2004, DSB agrees to extend period of appeal/adoption of the “ sugar ” panel report,
http://www.wto.org/english/news_e/news04_e/dsb_13dec04_e.htm

⁴ EUROPEAN COMMUNITIES - EXPORT SUBSIDIES ON SUGAR Notification of an Appeal by the European Communities under paragraph 4 of Article 16 of the Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes (DSU), WT/DS265/25, WT/DS266/25, WT/DS283/6, 13 January 2005; EUROPEAN COMMUNITIES - EXPORT SUBSIDIES ON SUGAR Notification of an Other Appeal by Australia under Article 16.4 and Article 17 of the Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes (DSU), and under Rule 23(1) of the Working Procedures for Appellate Review, WT/DS265/27, 25 January 2005; EUROPEAN COMMUNITIES - EXPORT SUBSIDIES ON SUGAR Notification of an Other Appeal by Brazil under Article 16.4 and Article 17 of the Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes (DSU), and under Rule 23(1) of the Working Procedures for Appellate Review, WT/DS266/27, 25 January 2005; EUROPEAN COMMUNITIES - EXPORT SUBSIDIES ON SUGAR Notification of an Other Appeal by Thailand under Article 16.4 and Article 17 of the Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes (DSU), and under Rule 23(1) of the Working Procedures for Appellate Review, WT/DS283/8, 25 January 2005.

⁵ European Commission Press Release, Sugar: Commission proposes more market-, consumer- and trade-friendly regime, IP/04/915, Brussels, 14 July 2004,
<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/04/915&format=HTML&aged=1&language=EN&guiLanguage=en> ; Commission of the European Communities, COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE COUNCIL AND THE EUROPEAN PARLIAMENT accomplishing a sustainable agricultural model for Europe through the reformed CAP sugar sector reform, Brussels, 14.7.2004, COM(2004) 499 final, http://europa.eu.int/comm/agriculture/capreform/sugarprop_en.pdf